

第3章 緑のまちづくりビジョン

第3章 緑のまちづくりビジョン

1 緑の将来像

本計画の推進を通じて、10年後に実現を目指す本市の緑の姿を、将来像として定めます。

『緑の将来像』

暮らしつづけたい 訪れたい みどりのまち 宇都宮

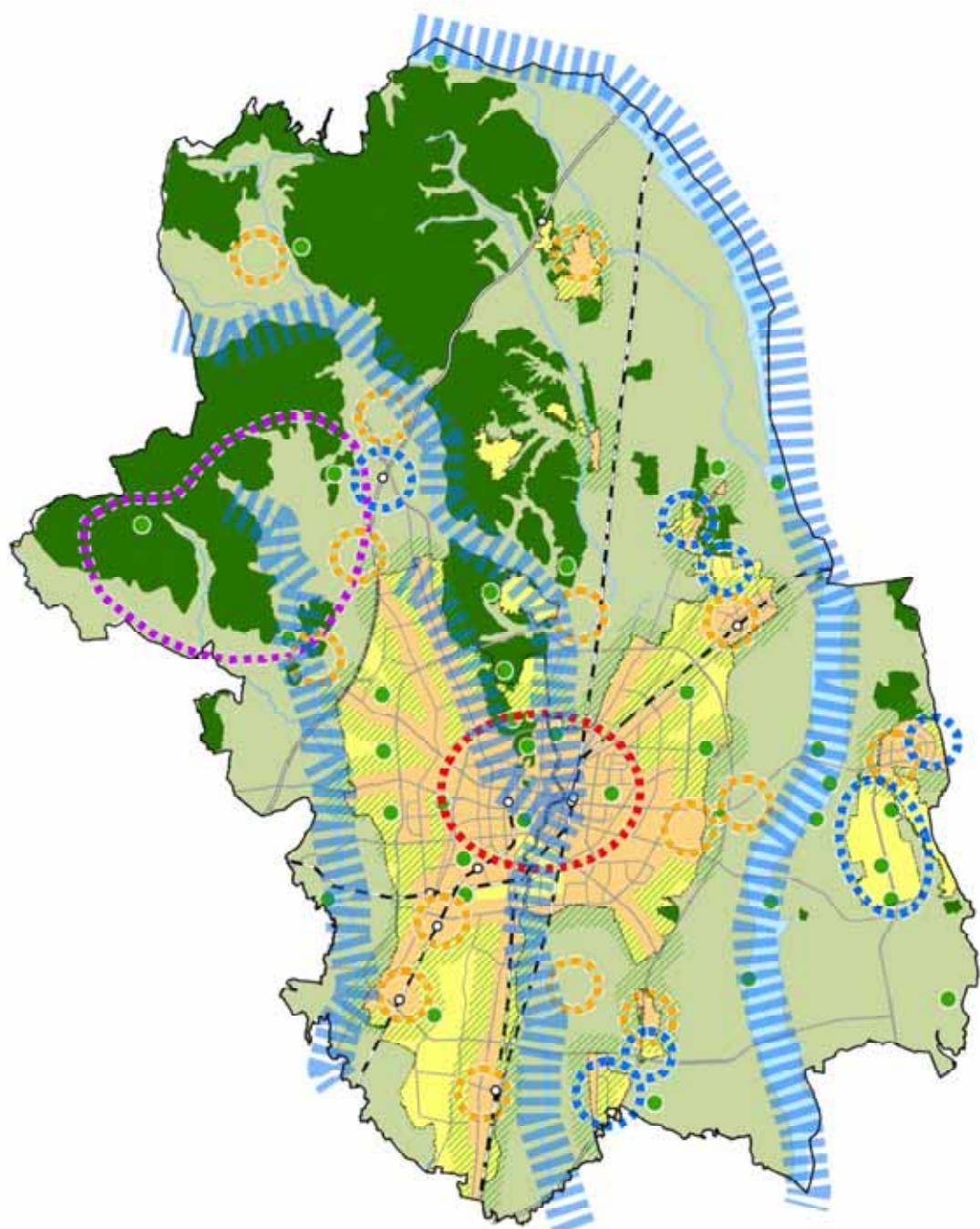
—「暮らしつづけたい 訪れたい みどりのまち 宇都宮」に込めた想い—

二荒山神社が市民の心の拠り所として丘陵の端に鎮座し、山林や丘陵、農地の緑と姿川、田川、鬼怒川などの水がまちを囲み、ふるさとの景観を形成しています。樹林や農地は、人々に、土や草花、生き物とのふれあいを提供しています。社寺や街道の緑が歴史文化を今に伝え、市街地では公園が住民の憩いの場となり、沿道の木々や花壇がまちに賑わいをもたらしています。

本市が有する様々な緑がそれぞれの場所で的確に機能を発揮することで、都市で活動しながら自然とふれあえる、本市の強みを最大限に生かすことができます。

誰もが日常生活を安全安心に暮らし、子育てや健康づくりの場を身近に持ち、地域内で交流できる、暮らし続けたいまちを、緑を通じて形成します。さらに、本市の歴史文化や豊かな自然資源にふれ、駅前や商店街では居心地よく回遊滞在でき、住民・来街者・企業など様々な人が訪れたくなるまちを、緑を通じて形成します。

新たな時代に選ばれる都市の実現に向けて、市民・企業・行政等多くの人が連携しながら、緑のまちを目指していく想いを、将来像に込めています。



骨格	山地・丘陵地のみどり まちを包む農のみどり 水のネットワーク軸
ゾーン	身近なみどりあふれる暮らしゾーン みどりと共生する暮らしゾーン 都市と自然をつなぐみどりふれあいゾーン
拠点	まちの顔として眠わいある都心形成[都市拠点] 美しい緑豊かな生活創造[地域拠点] 潤いある産業活動推進[産業拠点] 自然を生かした観光振興[観光拠点]
	みどりの核

2 基本方針

将来像の実現に向けて私たち（市民、行政をはじめ、宇都宮市の緑に関わる人々の総称として「私たち」と表現）が取り組むべき3つの大きな行動を「基本方針」として定めます。

基本方針1 宇都宮市を形づくるみどりを継承する

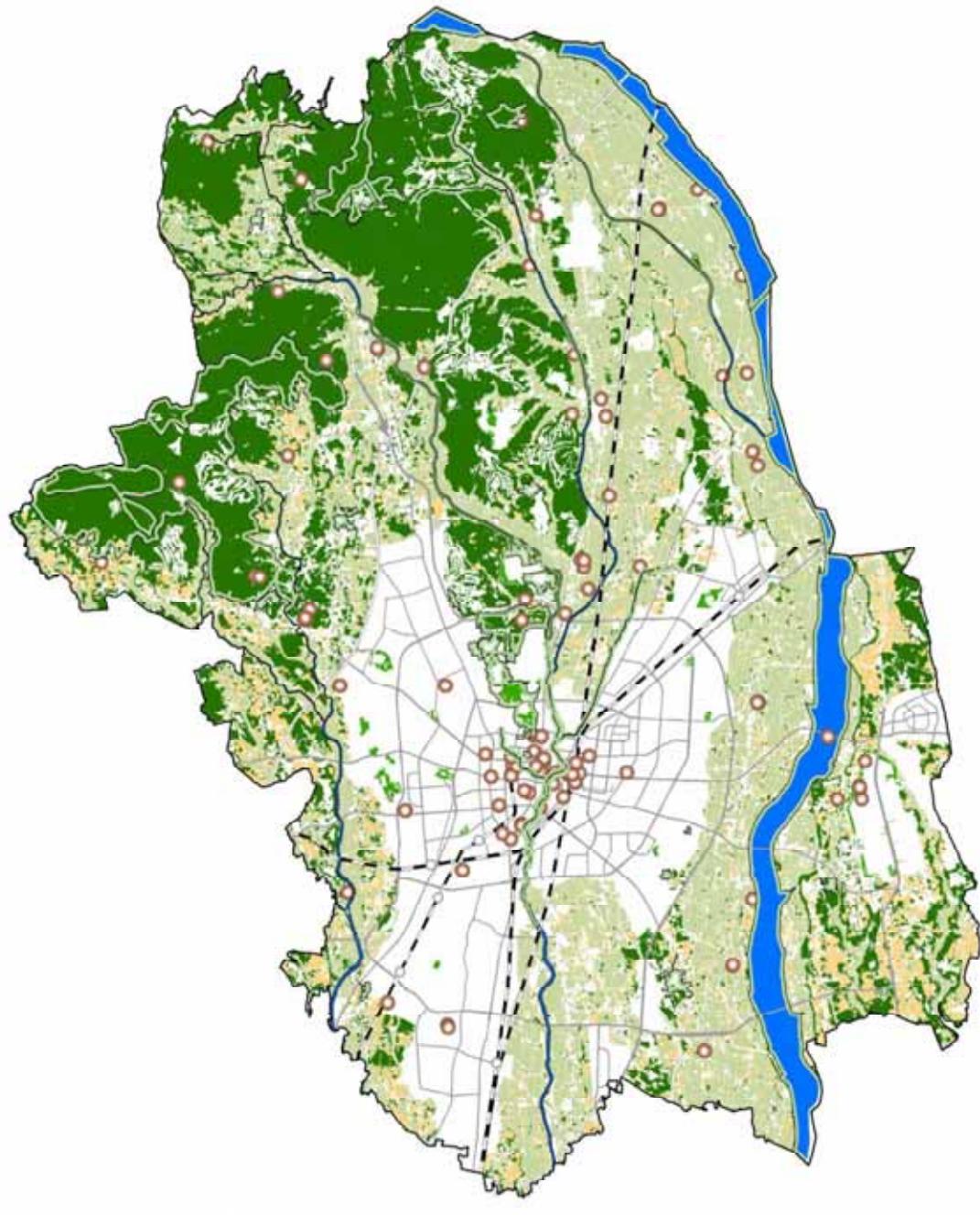
これまで連綿と引き継がれ、都市が緑に包まれた市の骨格となる山林・丘陵地の樹林や農地、宇都宮を象徴する歴史・文化的な緑を保全・活用し、将来に継承していきます。

《関連する SDGsの目標》



※イメージスケッチの挿入

■基本方針図



[Dark Green Box]	市街地を包む山林・丘陵地の樹林
[Light Green Box]	市街地を包む農地(水田)
[Yellow Box]	市街地を包む農地(畠)
[Dark Green Box]	拠点となる樹林(市街化区域内)
[Red Circle]	歴史・文化資源
[Light Green Box]	法・条例等による緑地保全

基本方針2 質の高いみどりを増やし、まちの魅力につなげる

場所や規模、地域ニーズ等に応じて、景観・観光・防災・地域コミュニティ形成・環境等、必要な緑の機能を発揮させることで、地域の魅力を高めていきます。さらに、緑の効果が持続するよう、地域が一体となって維持管理に取り組みます。

《関連する SDGs の目標》



※イメージスケッチの挿入

■基本方針図



基本方針3 みどりを楽しみ、愛着を育む

誰もがそれぞれの暮らしの場面で緑と関わりを持ち、楽しさや愛着を持って、緑の保全・創出・活用に参画していきます。公民の連携やデジタル技術の活用など、新たな手法を取り入れるとともに、市民参加や市民団体との連携を高めていきます。

《関連する SDGs の目標》



※イメージスケッチの挿入

■基本方針の関係性

3つの基本方針は、密接に関係しあっています。緑のまちづくりの土台となる豊かな自然環境は、私たちの先人が築いてきたものであり、これからも継承していく必要があります。その土台の上で、今ある課題に対応し、緑の機能を生かして、まちの魅力を高めていくことが必要です。そして、これらの取組を力強く推進するためには、市民が緑のまちづくりに関心を持ち、自分事として参画することが必要です。

「暮らしつづけたい 訪れたい みどりのまち 宇都宮」 の実現



基本方針2 質の高いみどりを増やし、まちの魅力につなげる

豊かな自然環境の活用、魅力的な緑化を推進することで、緑が有する多様な機能を發揮し、地域の新たな価値を生み出し、地域経済循環社会・地域共生社会・脱炭素社会の形成に貢献する

基本方針1 宇都宮市を形づくるみどりを継承する

連綿と守られてきた山林や丘陵等の緑を守り、歴史・文化を引き継ぎ、ネットワーク型コンパクトシティと調和する緑のまちづくりの土台を形成

基本方針3 みどりを楽しみ、愛着を育む

市民が、緑のライフスタイルを楽しみ、地域に誇りと愛着を持つことで、基本方針1、2を推進する原動力となる

■将来像の実現に向けた基本方針に基づく取組展開イメージ





3 目標指標

緑の将来像の実現には、これまで連綿と引き継がれてきた山林・丘陵地の樹林や農地、宇都宮を象徴する歴史・文化的な緑について、その総量を確実に担保していく必要があります。また、緑に対する市民の意識を高め、人と緑との関わりを深めていくことを通じて、まちの魅力向上を図る必要があります。

こうした観点を踏まえて、緑の将来像の実現に向けて、市民・企業・行政等多くの人が共有し、取組を推進していく中で達成を目指す目標指標を以下のとおり基本方針に基づき定めます。

		指標	基準値	目標水準
基本方針 ①	目標1	緑地率（法律や条例等により、担保性が確保された緑）	54.3%	54.3% (維持)
基本方針 ②	目標2	都市部の緑に対して十分と感じる市民の割合（市民意識調査で「多い」「ちょうどよい」と回答した人の割合）	35.5%	48%
基本方針 ③	目標3	緑地保全・緑化推進に係る緑化ボランティア活動者数	3,350人	4,100人

目標1について

樹林や農地等を将来に継承していくため、前計画に引き続き、法律や条例等によって担保する緑地の面積を指標とします。これまでの10年間は開発等により微減傾向にありましたが、この傾向に歯止めをかけることを目標とします。市民や企業等が参画する維持管理による緑地所有者の負担軽減や、居住誘導施策と連動し、居住誘導を図った後の土地を緑地へ転換するなど、新たな緑地指定等を通じて、目標の達成を目指します。

目標2について

都市部の緑の量が「多い」「ちょうどよい」と感じる人は約10年間で、22.0%から35.5%に増加してきましたが、郊外部や自宅周辺の緑の量に対する印象と比べると小さい状況です。中心市街地でのアイレベルの緑化や開発を契機とする緑化誘導等により、印象的な緑を創出することで、過去10年のトレンド以上に、緑が十分（多い、ちょうどよい）と感じる人を増加させることを目指します。

※基準値は、令和3年に実施した市民意識調査による「現在の宇都宮市の都市部のみどりの量についてどのように感じていますか」への回答結果から把握しました。

目標3について

市民等の緑の取組への積極的な参加が不可欠です。緑地保全・緑化推進に係るボランティア活動者数は、2018年は4,031人でしたが、2021年はコロナ禍における活動の減少などもあり3,350人まで減少しました。企業参画などの取組を拡充することなどにより目標の達成を目指します。

第4章 ビジョン実現のための取組展開

第4章 ビジョン実現のための取組展開

■施策体系

暮らしつづけたい 訪れたい みどりのまち 宇都宮

基本方針①
宇都宮市を形づくるみどりを継承する

基本方針②
質の高いみどりを増やし、まちの魅力につなげる

基本方針③
みどりを楽しみ、愛着を育む

A 市街地を包むみどりの骨格を保全する

B 宇都宮を象徴するみどりを保全する

C みどりのつながりを形成する

D みどりを活かし、宇都宮の活力、賑わいを生む

E みどりによって、まちの強靭性を支える

F みどりとふれあい、快適な暮らしを育む

G みどりを育み、環境と共に生きる

H みどりの価値を知り、伝える

I 多様な主体が、多様に、みどりと関わる

重点プロジェクト

- 一 緑による中心市街地の魅力向上
二 地域特性とニーズに応じた公園機能の充実
三 緑とのふれあいの場としての農地・樹林地の活用

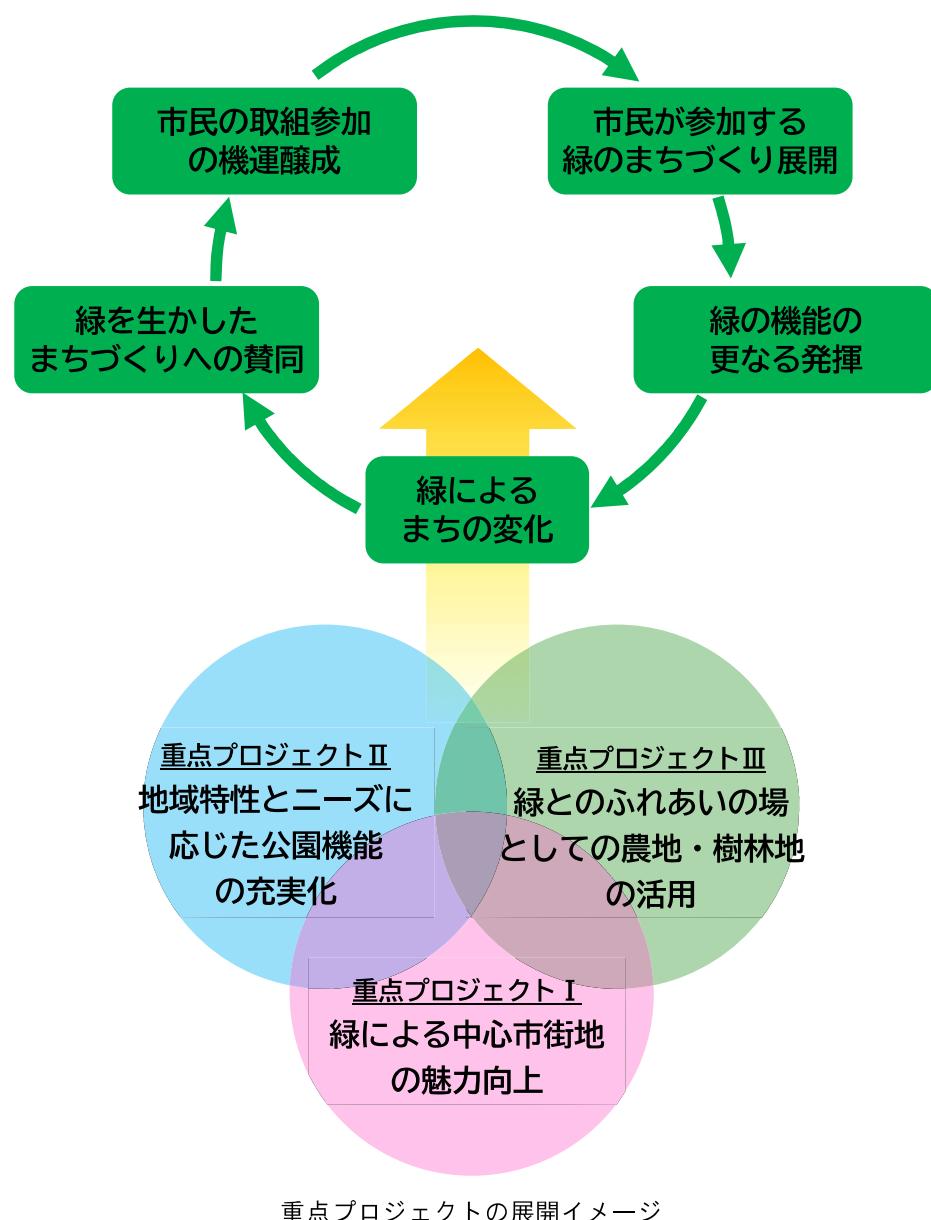
①郊外の山地や丘陵地などの森林の管理・保全 ②森林再生・育成につながる活動への支援	③里山・樹林地の保全・活用 ④農村環境の保全
①歴史・文化資源の周辺の緑との一体的な保全 ②歴史・文化を反映した緑の保全・活用	③大谷の岩肌をみせるための適切な維持管理、大谷石の岩肌と緑による「感動する眺め」の保全
①緑とのふれあい拠点を結ぶ緑と人のネットワークづくりの推進 ②ダム湖や池沼と周辺緑地の一体的な保全と活用	③保全すべき緑の優先度評価
①人々の交流を促す緑の空間形成 ②目に映る緑の充実 ③釜川等周辺における回遊性を高める緑化 ④民間活力を活用した公園づくり ⑤地域の拠点となる新たな公園づくり	⑥地域特性を生かした個性的な公園づくり ⑦民間開発事業等における緑化誘導の推進 ⑧中心市街地の低未利用地等における緑地の創出 ⑨魅力ある都市景観づくり
①緑の保全を通じた総合的な治水・雨水対策の推進 ②公共施設における貯留浸透施設の整備	③安心安全な公園の防災機能の向上 ④安全な住宅地の形成につながる緑化の促進
①身近な生活圏の公園づくり ②地域ニーズをとらえた公園づくり ③インクルーシブな公園づくり ④住宅地における緑化 ⑤工場周辺における緑化	⑥豊かな自然環境を生かした、自然との触れ合いの場の創出 ⑦市街化区域の農地の保全・活用 ⑧緑のふれあいの場としての農地活用
①公共施設における環境負荷軽減に向けた施設緑化と適切な維持管理の推進の先導 ②市街地における緑化推進のための仕組みの充実 ③地域特性に配慮した街路樹の植栽 ④風の道形成に繋がる緑地の保全・創出および市街地内での緑化推進によるヒートアイランド現象の緩和	⑤環境負荷低減を目指した公園づくり ⑥環境保全型農業の推進 ⑦生きものとその生息・生育環境の保全 ⑧多自然川づくりの推進 ⑨自然環境モニタリングの継続的実施
①グリーンインフラの機能の見える化、普及啓発 ②市民活動団体等と連携した自然学習の推進 ③緑に関する子供向け教材の充実と活用 ④緑に関するイベントの実施	⑤緑の顕彰制度の充実 ⑥多様なメディアを活用した、緑に関する情報発信 ⑦みやエコスクールを活用した環境教育の推進 ⑧緑に関するボランティアの育成
①緑のまちづくりにおけるDXの活用 ②地域特性に応じた新たな担い手確保のための仕組みの構築 ③里山・樹林地の管理・育成につながる市民・企業との連携強化 ④街路樹の適正な維持管理の推進 ⑤河川沿いの緑の演出 ⑥農業者と地域住民の協働組織による保全活動の促進	⑥緑地保全や緑化推進のリーダーの育成・活用 ⑦公園・道路、河川などの維持・管理活動を行う市民・団体等への支援 ⑧「宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会」の発展 ⑨緑のまちづくりに生かす調達手段の多様化

1 重点プロジェクト

今後 10 年間で特に重点的・優先的に取り組む施策を、重点プロジェクトとして示します。本市の緑の取組は、緑の多様な機能の発揮を通じてスーパースマートシティの実現に貢献していくことを目指すものです。人口減少・高齢化が進み、緑の担い手が不足する中で、緑が必要な機能を発揮していくためには、多くの市民等が緑のまちづくりに関わっていくことが求められます。

多くの市民から緑を生かしたまちづくりへの賛同を得て、多くの市民等が具体的な取組みを実践するため、緑の保全・活用・創出が、魅力的で暮らしやすい地域の形成につながることを市民等に伝えていくことが重要です。

本計画では、緑によってまちが変化したことを明確に市民に伝えるとともに、目に見える成果をあげて多くの市民の機運を高めるため、重点的・優先的に取り組む施策として、NCC における各拠点等の取組を強化する「重点プロジェクト」を設定します。



プロジェクトI 緑による中心市街地の魅力向上

都市拠点におけるプロジェクト：

多くの市民、来街者にとって、市の顔となる中心市街地の魅力を緑によって高めていく取組群

プロジェクトII 地域特性とニーズに応じた公園機能の充実化

地域拠点等におけるプロジェクト：

市民の生活空間が広がる地域拠点のなかで、みどりの重要な拠点である公園の質を高めていく取組群

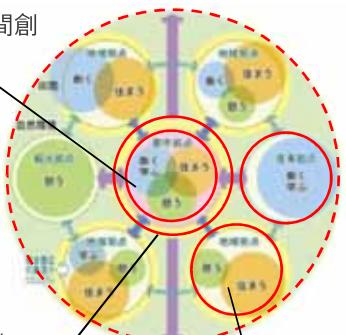
プロジェクトIII 緑とのふれあいの場としての農地・樹林地の活用

拠点周縁部におけるプロジェクト：

都市活動を行なながら自然とのふれあいを享受できる本市の魅力を高めていくため、拠点の周辺に位置するみどりを活かしていく取組群

【都市拠点】

賑わい創出、憩い空間創出のための緑の活用



【拠点周縁部】

都市住民が自然と触れ合える空間としての農地や樹林地の保全・活用

【地域拠点】

快適な居住環境のための緑化、地域コミュニティ形成の拠点となるオープンスペース整備

NCC 重点プロジェクトの展開空間イメージ

プロジェクト I 緑による中心市街地の魅力向上

(1) 目指す姿

緑を通じてまちに人々が集まっている

緑は、まちの賑わいや印象を高めることにつながります。

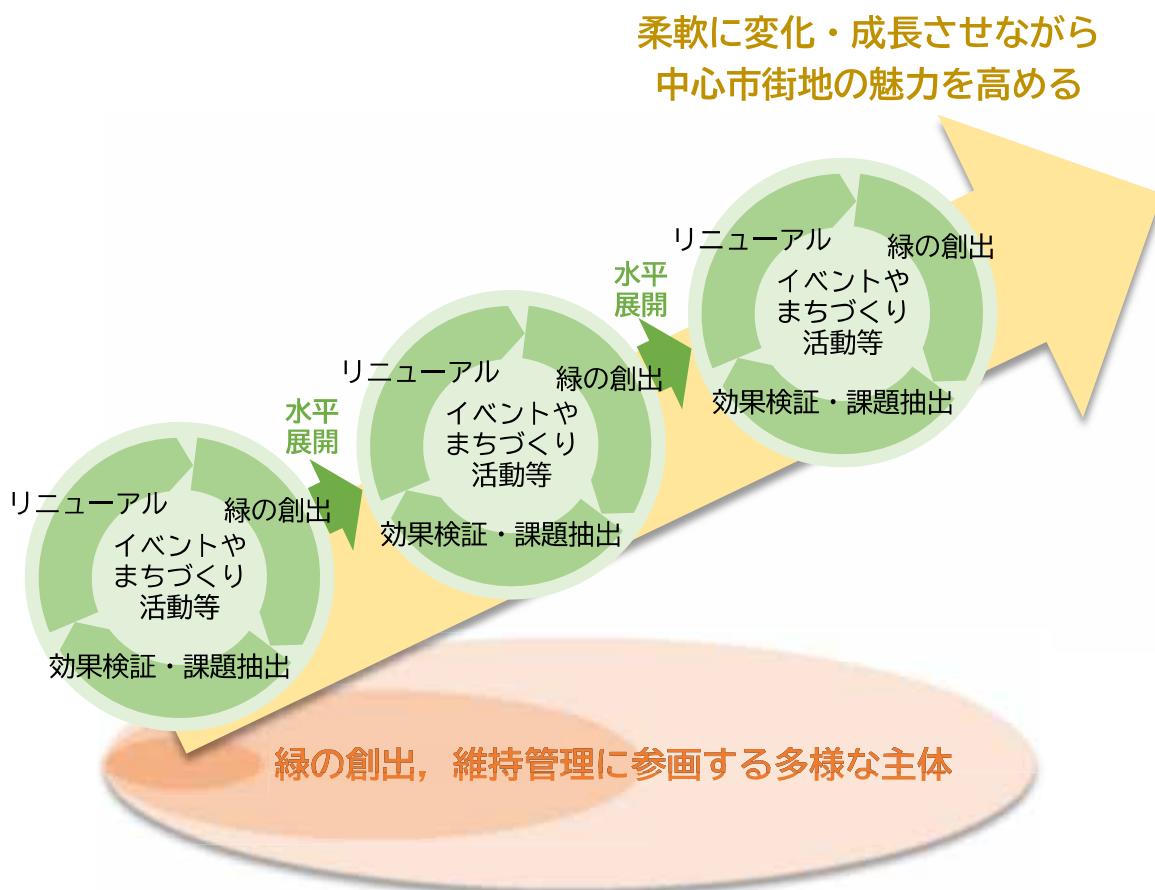
中心市街地では、街路樹整備やハンギングバスケット設置等による緑化を行ってきましたが、まちづくりが大きく変化していく今後は、賑わいや居心地の良さを向上させる人の目に見える緑を効果的に配置・創出していくことで、緑を通じて市民や来訪者、企業等の様々な人々が宇都宮のまちに集まっている状態を目指します。

※イメージスケッチの挿入

(2) プロジェクト展開の考え方

中心市街地におけるイベントやまちづくり活動等の機会を通じて、中心市街地に緑のある快適な回遊・滞留空間を先導的に創出します。併せて、中心市街地の緑を地域で適切に維持管理していく仕組みを検討します。

こうした先導的・試行的な取組の実施、効果検証・課題抽出を積み重ねながら、周辺の低未利用地等における取組の波及、水平展開を目指します。



(3) 具体的なプロジェクト展開

① まちづくりと連動した緑化推進

- 宇都宮駅西側の都市開発をはじめ、中心市街地で行われるまちづくりにおいて、民間事業者等の開発主体と連携した緑化を推進します。
- 緑化ガイドライン等により、宇都宮に適した緑化の促進や民間事業者に対する緑化誘導を図るとともに、緑化効果や実効性等を検証の上、緑化基準の導入等について検討します。

(関連する主な施策)

- ・ D-7 民間開発事業等における緑化誘導の推進
- ・ G-2 市街地における緑化推進のための仕組みの充実

② まちなかの空きスペースの活用

○まちづくりの進度等に応じて、市民緑地認定制度も活用しながら、低未利用地や開発によって創出される空地等における民間主体の緑の創出を促進します。

(関連する主な施策)

- ・D-8 中心市街地の低未利用地における緑地の創出

③ イベントやまちづくり活動等の機会を通じた緑の創出

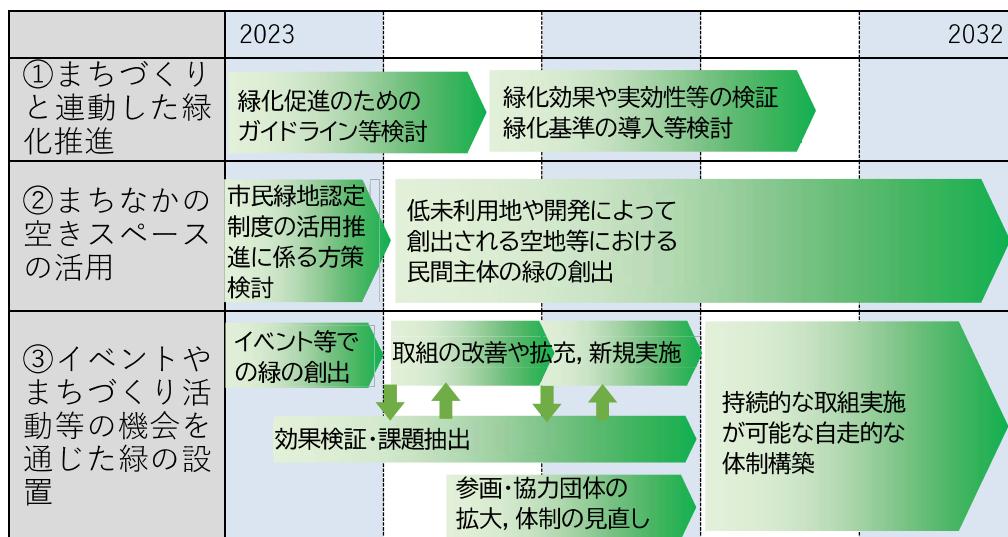
○まちなかハンギングバスケット大作戦や花と緑のウォークラリー等の緑のイベント、道路空間や沿道のオープンスペースを活用したまちづくり活動の機会に、可動的・仮設的な緑を設置します。

○イベント等の終了後、緑によって回遊性・滞留性が向上したか、緑が人々の行動心理にどのような影響を及ぼすか、どのような設えの緑が賑わい創出に貢献するか、維持管理が容易な緑化手法は何か等、効果検証・課題抽出を行い、取組の改善や拡充、新規実施につなげていきます。

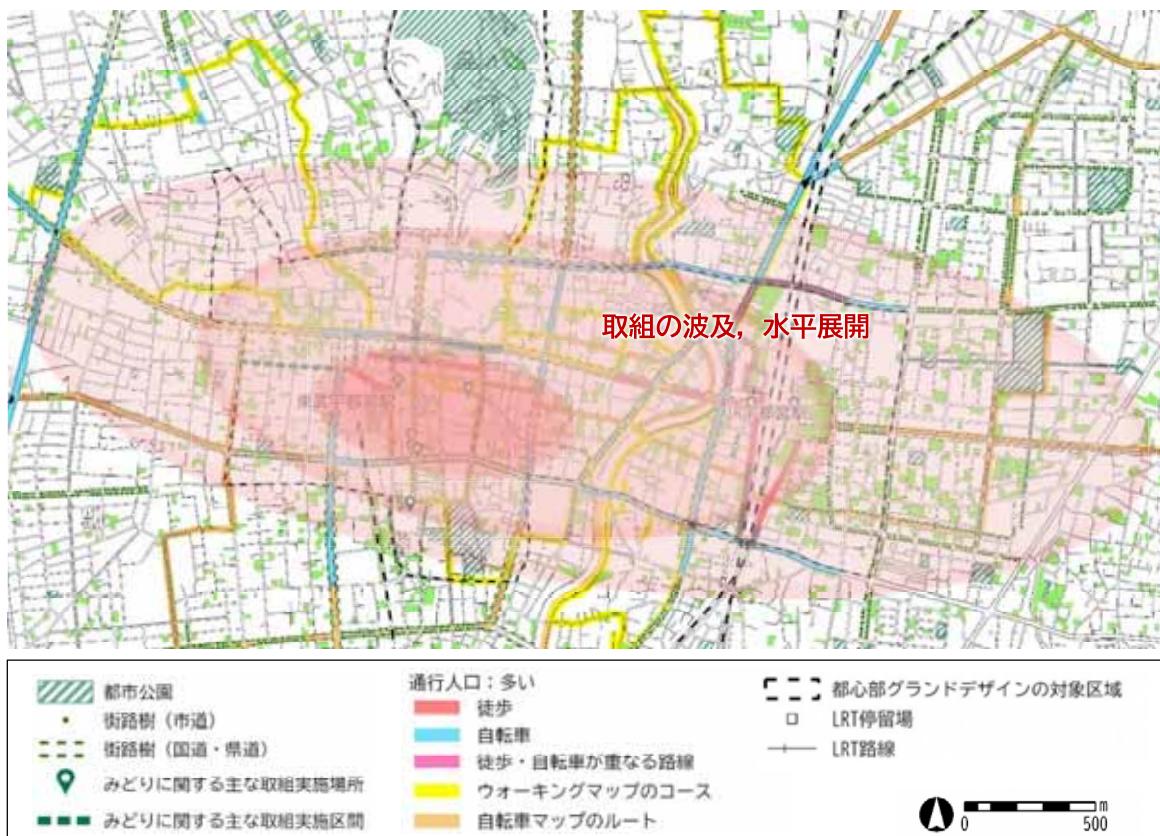
○取組を通じた機運の高まりに応じて、取組に参画、協力いただける主体を増やしていくながら、自走できる取組体制の構築を目指します。

(関連する主な施策)

- ・D-1 人々の交流を促す緑の空間形成
- ・D-2 目に映る緑の充実
- ・D-3 釜川等周辺における回遊性を高める緑化
- ・I-6 緑地保全や緑化推進のリーダーの育成・活用
- ・I-7 公園・道路、河川などの維持・管理活動を行う市民・団体等への支援
- ・I-8 「宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会」の発展
- ・I-9 緑のまちづくりに生かす調達手段の多様化



■プロジェクト展開イメージ



② まちなかの空きスペースの活用

面積300m²以上の低未利用地 [※]

※「令和2年度土地利用現況調査」において、「平面駐車場」「建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、のり面（道路、造成地等の主利用に含まれないのり面）」に分類された土地

③ イベントやまちづくり活動等の機会を通じた緑の創出

先導的・試行的な取組の実施

■取組目標

指標	基準値	目標水準
緑視率	14.3%	20%

中心市街地において、賑わいや居心地の良さを向上させる人の目に見える緑が効果的に配置・創出されている状態とすることを目指し、中心市街地における緑視率を増やしていくことを、取組目標として設定。

プロジェクトⅡ 地域特性とニーズに応じた公園機能の充実

(1) 目指す姿

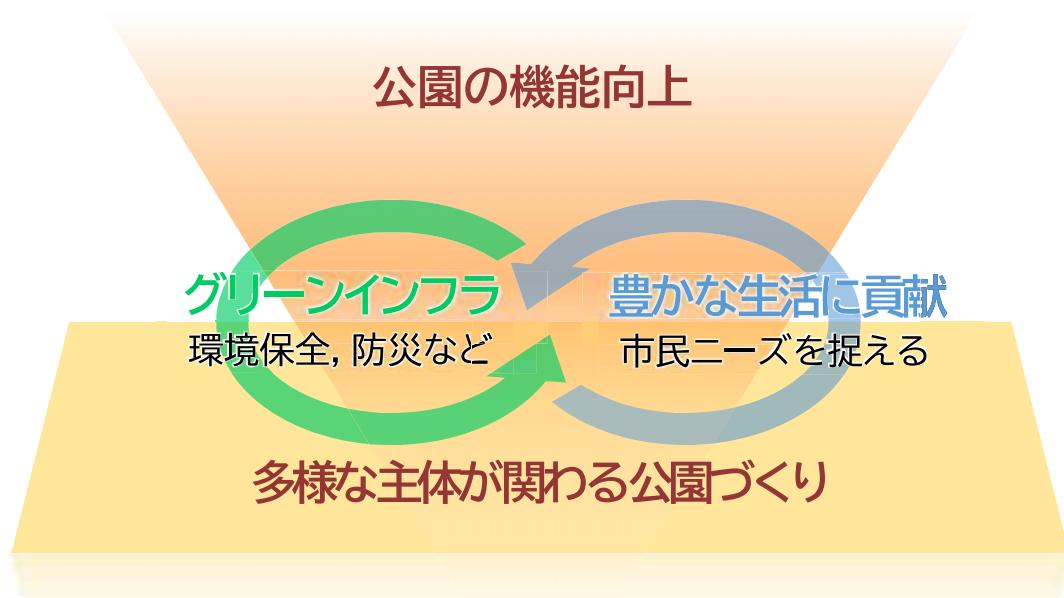
公園が市民の地域共生の場として市民の豊かな生活に貢献しています

新コロナ禍の新たな生活様式が定着するなど社会情勢の変化により、人々の緑のオープンスペースに対するニーズが高まっています。これからは、公園が不足する地域の公園整備を継続するとともに、公園ストックを貴重な地域の公的資産と捉え、まちの賑わいや人々の交流などの地域共生の場として地域特性とニーズに応じた公園機能の充実を図ります。

※イメージスケッチの挿入

(2) プロジェクト展開の考え方

グリーンインフラとしての公園が持つ、環境保全、防災など公園機能による都市の強靭化はもとより、そこに暮らす人々の豊かな生活に貢献する場としての役割を果たせるよう、市民ニーズを捉えた公園づくりを進めます。そのため、官民間わず多様な主体が公園づくりに関わることができる機会を創出し、公園機能の向上に取り組みます。



(3) 具体的なプロジェクト展開

① 公園機能に新たな付加価値を与える民間活力の導入

○まちの拠点となる公園を中心に、Park-PFI制度のなど民間活力の導入を検討し、民間事業者と連携した公園づくりを進めます。民間事業者が持つ運営ノウハウ等を活用し、公園の魅力向上に取り組みます。

(関連する主な施策)

- D-4 民間活力を生かした公園づくり
- D-5 地域の拠点となる新たな公園の整備

② 誰もが気軽にアクセスでき、豊かな暮らしに貢献する身近な公園づくり

○将来的な人口動態等の分析を踏まえた「身近な生活圏の公園の方針」に基づき、暮らしに身近な公園が不足する地域において、新たな公園の整備を進めます。また、市民ニーズを的確にとらえるとともに公園愛護活動にかかる市民参加を促進するため、市民参加型の公園づくりを進めます。

(関連する主な施策)

- F-1 身近な生活圏の公園づくり
- F-2 地域ニーズをとらえた公園づくり
- F-3 インクルーシブな公園づくり
- I-1 緑のまちづくりにおけるDXの活用
- I-7 公園、道路、河川などの維持管理活動を行う市民・団体等への支援

③ 都市のレジリエンスを高める公園機能の充実

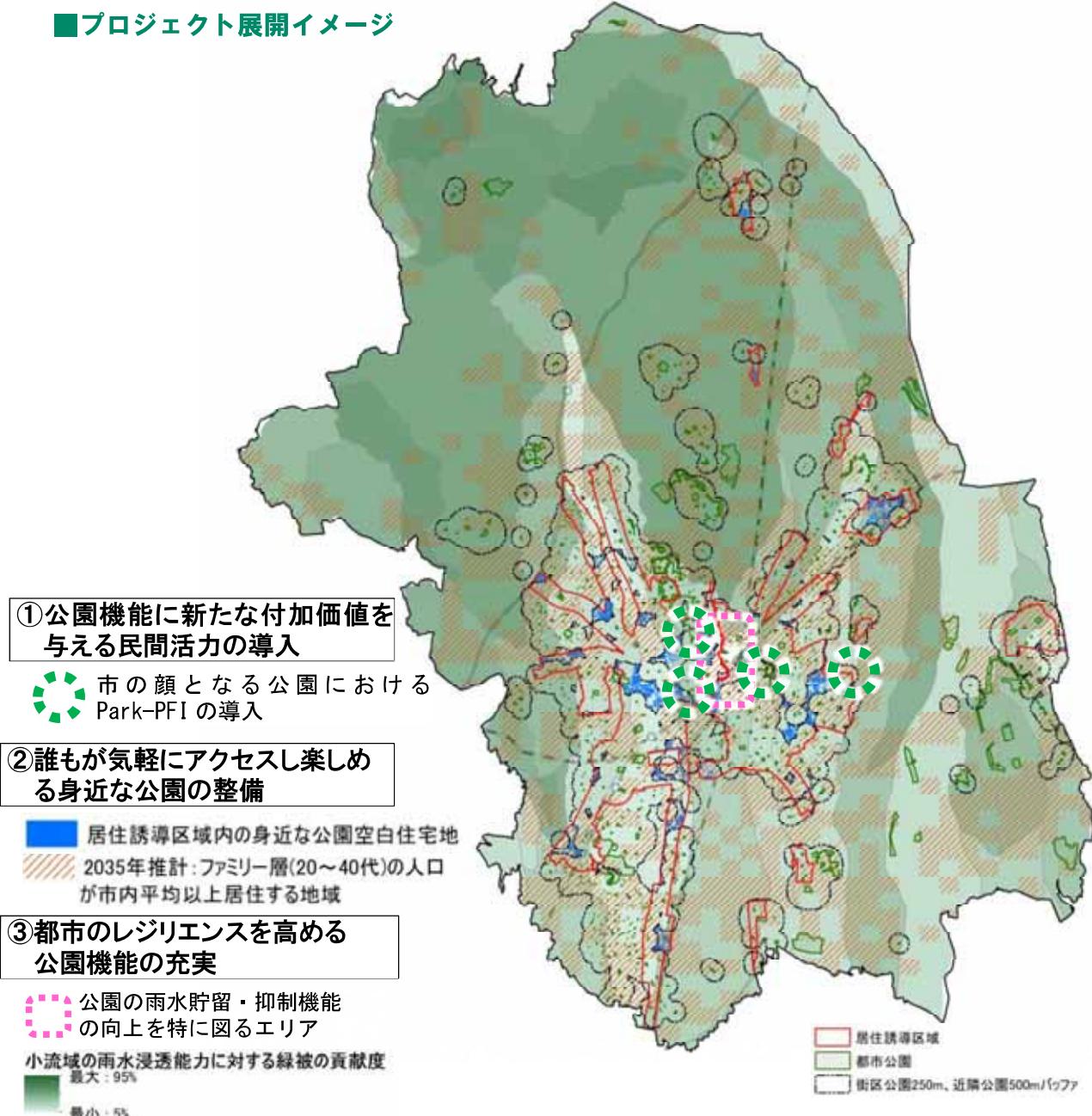
○市民が安心安全に暮らせるよう、公園の持つ防災機能の維持・向上に取り組みます。

(関連する主な施策)

- E-5 安全な避難拠点としての機能強化

	2023				2032
① 公園機能に新たな付加価値を与える民間活力の導入	東部総合公園におけるP-PFIモデルケース確立 民間事業者との対話	市の顔となる公園等へのP-PFI導入		身近な公園への民間活力導入検討	
② 誰もが気軽にアクセスし楽しめる身近な公園の整備	身近な公園の配置戦略の検討	戦略に基づく計画的な公園整備		民間事業者、地域住民をはじめ多様な主体が公園運営に参画する仕組みの拡充検討	
③ 都市のレジリエンスを高める公園機能の充実	一時避難場所となる公園の防災機能の優先整備		身近な公園の防災機能等の充実		

■プロジェクト展開イメージ



■取組目標

指標	基準値	目標水準
居住誘導区域内における身近な公園の誘致圏カバー率	81.8%	84%

公園から地域の価値を高める好循環を創出していくために、公園の機能や魅力を充実させていく上で、まず誰もが歩いて行ける範囲に公園が配置されている状態とすることを目指し、身近な公園の誘致圏カバー率を増やしていくことを、取組目標として設定します。

プロジェクトⅢ 緑とのふれあいの場としての農地・樹林地の活用

(1) 目指す姿

緑を身近に感じる場と機会が広がっている

拠点の周縁部に位置する農地や樹林地は、拠点で生活する人々にとって多様な緑の機能を発揮するポテンシャルを持った重要な資源です。

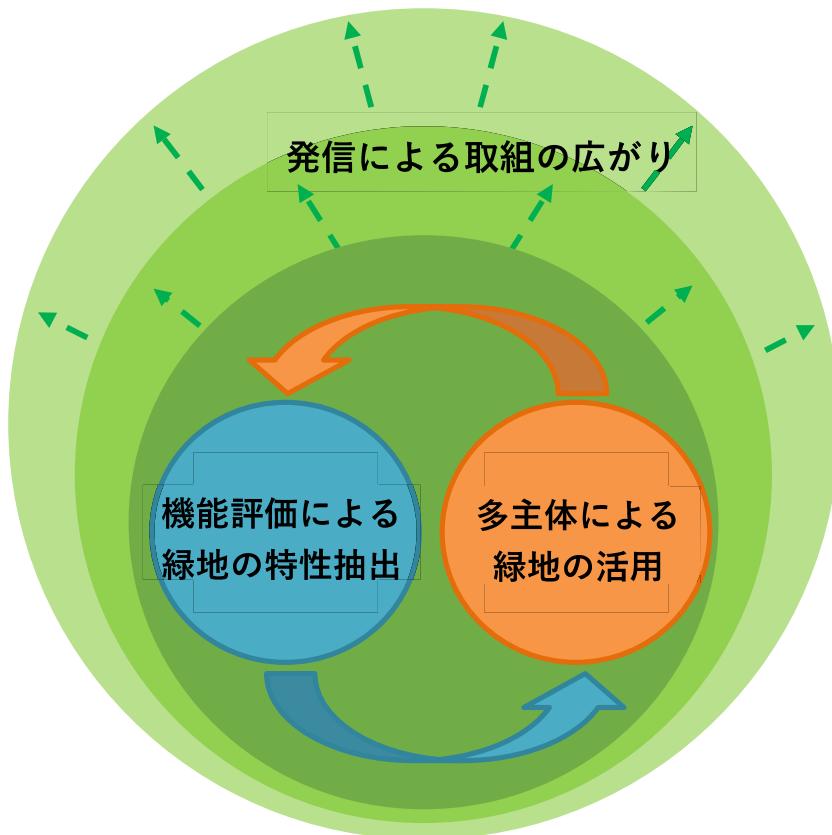
農地・樹林地は現在、所有者の高齢化や担い手不足による維持管理上の課題を抱えています。周縁部の緑を、地域住民、農業従事者、ボランティア、企業など多様な主体が活用することで、緑あるライフスタイルの実現と、多様な機能をもつ緑の保全を目指します。

※イメージスケッチの挿入

(2) プロジェクト展開の考え方

まずは、機能評価によって、各地域において重要な緑地や緑地ごとの特徴を抽出します。次に、機能評価により抽出された各緑地の特性に基づいた多主体による緑の保全や活用の取組を実施します。これにより、各拠点の緑地の特性に沿った地域の人々の手による保全を推進します。

こうした、緑地の特性と活動主体のニーズを踏まえた取組や、拠点周辺部の緑地が持つ多様な魅力を市内外に広く発信することで、市内の様々な場所で同様の取組を展開し、緑とのふれあいを感じる場や機会を広げていくことを目指します。



(3) 具体的なプロジェクト展開

① 緑地の重要性や特性を共有するための機能評価の実施

○機能評価により、雨水浸透や生物多様性の確保といった緑の機能別のポテンシャルの高さや、周辺地域からの開発圧力の高さ等の視点から保全上重要な緑地の分布や各緑地の特性を抽出します。この結果を広く公表することで、行政による保全の取組にはもちろん、官民連携による緑の取組の検討にも活用します。

(関連する主な施策)

A-3 里山・樹林地の保全・活用

C-3 保全すべき緑の優先度評価

② 多様な主体の参加を後押しする仕組みづくり

○機能評価の結果や地域ニーズ把握の結果により抽出したポテンシャルの高い地域において、分野を越えた主体間の交流を推進し、課題抽出や相互理解による機運の醸成を図ります。また、各種制度を活用して市民活動団体や事業者、地域住民等の多様な人々のマッチングを行い、多様な主体による宇都宮の自然環境や農地の保全・活用の可能性を探ります。

(関連する主な施策)

F-8 緑のふれあいの場としての農地活用

I-3 里山・樹林地の管理・育成につながる市民・企業との連携強化

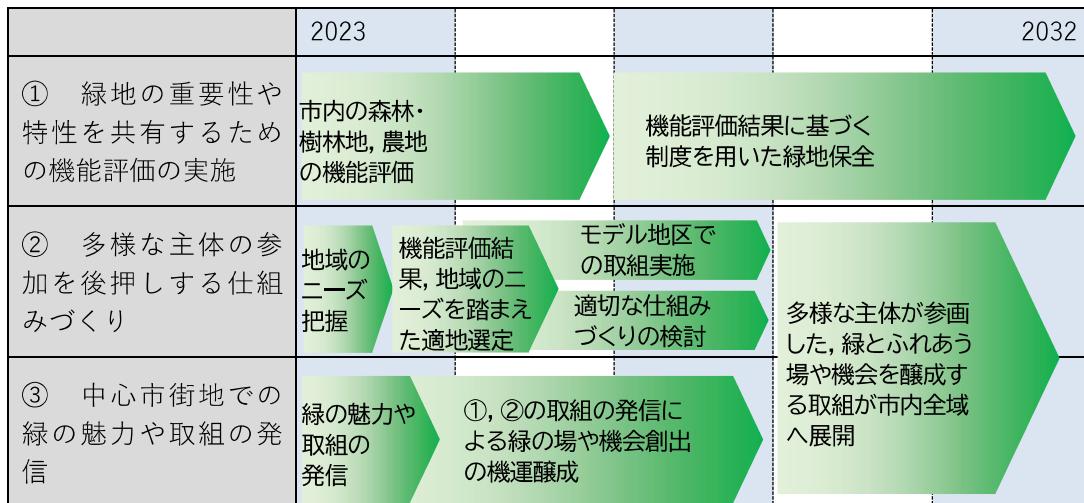
③ 緑の魅力や取組の発信

○中心市街地や観光地周辺等の交流人口の多い地域や、公園や樹林地といった市民が緑と親しむ拠点において、マルシェ等の市街地の人々が郊外部の緑にふれあうイベントの開催や、既存のPR活動と連携した市内の郊外部での様々な取組の発信等を実施し、宇都宮の森林・樹林地や農地の魅力、緑の保全活用に関する取組を発信します。これにより、緑そのものや緑の活動に対する関心を宇都宮市内外で高め、緑の関係人口の増加を目指します。

(関連する主な施策)

H-1 グリーンインフラの機能の見える化、普及啓発

H-4 緑に関するイベントの実施



■プロジェクト展開イメージ



■取組目標

指標	基準値	目標水準
樹林地における市民・団体の活用件数	70件	90件

各緑地の特性に基づいた多主体による緑の保全や活用の取組が、市内の様々な場所で展開している状態とすることを目指し、樹林地における市民・団体の活用件数を増やしていくことを、取組目標として設定します。

2 基本方針に基づく施策

基本方針① 宇都宮市を形づくるみどりを継承する

A 市街地を包む緑の骨格を保全する

① 郊外の山地や丘陵地などの森林の管理・保全

保安林・林地開発制度や森林経営管理制度等の活用により、市内のみどりの骨格を形成する山地や丘陵地における緑の保全・管理を推進する。

② 森林再生・育成につながる活動への支援

民有林整備事業等により、植栽や間伐、下刈りといった林業事業体による森林整備や林業の成長産業化への支援を行うとともに、とちぎの元気な森づくり事業などにより、森づくり団体や自治会等の地域での保全活動を支援する。

③ 里山・樹林地の保全・活用

都市緑地や保全契約樹林地の保全・活用を継続するとともに、保全すべき緑の優先度評価に基づき抽出された、市街地近郊における里山や樹林地なども含めて、市民・事業者との協働による保全・活用を進める。

④ 農村環境の保全

農業振興地域などの優良農地の適正管理を行うとともに、田園風景や生物の生息地環境としての役割にも配慮しながら、農地が持つ多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動の継続を支援し、持続的に農地を保全する。

B 宇都宮を象徴するみどりを保全する

① 歴史・文化資源の周辺の緑との一体的な保全

地域の風土・文化を物語る歴史・文化的に重要な樹木や地域に親しまれている景観のシンボルとして特に重要性の高い屋敷林や社寺林、樹木については、文化財や景観重要樹木等への指定により保全していくとともに、周辺の緑についても、一体的な保全を図る。

② 歴史・文化を反映した緑の保全・活用

宇都宮城址公園、多気城跡、飛山城史跡公園の各史跡において、それぞれの歴史・文化的背景を踏まえ、ボランティア・団体と協働して保全するとともに、史跡の価値を発信する。

③ 大谷の岩肌をみせるための適切な維持管理、大谷石の岩肌と緑による「感動する眺め」の保全

大谷石の奇岩群や水田、採掘跡を残す岩肌が織りなす、特徴的で魅力ある大谷の景観を保全・活用するため、岩肌の樹木の伐採を含め、地域団体が実施する景観の維持管理の取組支援や景観形成重点地区における緑化の誘導を進める。

C 緑のつながりを形成する

① 緑とのふれあい拠点を結ぶ緑と人のネットワークづくりの推進

緑とのふれあい拠点となる都市公園・緑地や都市農地等、多様な地域資源と住宅地を快適な散策路で結び、緑のネットワークづくりを進めるとともに、健康づくりやレクリエーションの場、歴史文化とのふれあいの場等として活用することにより、人と人のネットワークづくりを目指す。

② ダム湖や池沼と周辺緑地の一体的な保全と活用

鶴田沼などの池沼や赤川ダム湖において、地域住民の意見を踏まえた整備や市民活動団体との連携による保全活動により、地域の生態系に配慮した保全や水辺とのふれあいの場としての活用を進める。

③ 保全すべき緑の優先度評価

生物多様性や防災、景観などの緑の機能の観点から山地や丘陵地の緑、樹林地、河川、農地などの緑の種別に地域ごとの緑の重要度を評価し、緑のつながりの核として優先的に保全すべき緑を抽出し、保全方策を検討する。

基本方針② 質の高いみどりを増やし、まちの魅力につなげる

D 緑を活かし、宇都宮の活力、賑わいを生む

① 人々の交流を促す緑の空間形成

まちなかの公園緑地や河川、街路空間等において行われる社会実験等の機会を利用しながら、緑を活用した居心地の良い空間形成に取り組む。

② 目に映る緑の充実

魅せる緑の創出に向けて、プランター、ハンギングバスケット、花壇等を人の視界に入りやすい箇所へ設置し、その後の維持管理までを、地域の自治会や商店街、企業等と連携しながら実施する手法を検討し取り組む。

③ 釜川等周辺における回遊性を高める緑化

釜川等周辺において、市民協働により、花植え及び管理、清掃活動などを継続するとともに、緑のネットワークの形成、釜川の魅力と調和した景観づくりなど回遊性を高める取組を推進する。

④ 民間活力を活用した公園づくり

Park-PFI制度など民間活力を活用し、賑わいと交流の拠点として、公園の魅力向上を図る。

⑤ 地域の拠点となる新たな公園づくり

LRT 整備をはじめ今後のまちづくりによる変化のなかで、地域住民や来街者が訪れ、交流が生まれる新たな公園づくりを進める。

⑥ 地域特性を生かした個性的な公園づくり

歴史的・文化的資源を生かした公園、豊かな自然環境を生かした公園、花による修景に注力する公園など、地域の特性と公園の個性があらわれ、地域の魅力増進につながる公園づくりを進める。

⑦ 民間開発事業等における緑化誘導の推進

宇都宮市景観計画や都市開発諸制度等による規制や誘導などの連携により、一定規模の民間開発事業等において、事業者等との協議や事業への支援を通じて、オープンスペースの確保や適切な緑の配置を促す。

⑧ 中心市街地の低未利用地等における緑地の創出

公共用地や民有の空き地等の低未利用地において、市民緑地認定制度などの手法を活用し、市民協働により人々が集い交流することのできる、緑あふれる空間の創出に努める。

⑨ 魅力ある都市景観づくり

LRT 沿線において、沿道の花植え・緑化等の市民協働の景観づくり活動に取り組むとともに、地域住民・団体や関係機関と連携を図り、景観形成重点地区の指定等を目指す。

E 緑によって、まちの強靭性を支える

① 緑の保全を通じた総合的な治水・雨水対策の推進

各流域において、田んぼダム等の取り組みを実施し、適正な保全を行うとともに、都市農地や樹林地等を保全することにより、緑が有する保水・遊水機能の維持増進を図る。

② 公共施設における貯留浸透施設の整備

河川への雨水流出抑制や低い土地の浸水被害軽減のため、公園や学校等公共施設整備においては、緑被地を確保するとともに、雨水貯留・浸透施設の設置を検討する。

③ 安心安全な公園の防災機能の向上

④ 安全な住宅地の形成につながる緑化の促進

地震発生時のブロック塀の倒壊被害の防止、火災発生時の燃え広がりの防止のため、地区計画制度や補助金等を活用した住宅地の緑化を促進します。

F 緑とふれあい、快適な暮らしを育む

① 身近な生活圏の公園づくり

居住誘導区域などの公園空白地域において、憩いやレクリエーションの場となる身近な公園の整備を推進する。

② 地域ニーズをとらえた公園づくり

公園の新規整備、再整備にあたっては、住民との意見交換を通して地域が求める公園づくりを図るとともに、整備後の維持管理、公園利用にあたっても、地域住民が関わることのできる仕組みづくりを検討する。

③ インクルーシブな公園づくり

子どもから高齢者、健常者から障がい者まで、誰もが楽しみ、それぞれの暮らしの場面で利用できる公園づくりを進める。

④ 住宅地における緑化

宇都宮市景観形成推進地区や地区計画、緑地協定制度等を活用した住宅地の緑化を進める。

⑤ 工場周辺における緑化

市内に立地する特定工場に対し、工場立地法に基づく緑地を敷地内に確保するように指導を継続する。

⑥ 豊かな自然環境を生かした、自然との触れ合いの場の創出

宇都宮市森林公园をはじめ、豊かな森林や湿地、農環境を取り入れた公園等を、自然観察や冒険活動、アウトドア体験の場などとして活用する。

また、河川における多自然川づくり推進により自然とのふれあいの場の創出を図るとともに、水辺の楽校等との連携により、水遊びや水生生物の観察など、自然との触れ合いを推進する。

⑦ 市街化区域の農地の保全・活用

生産緑地および防災協力農地の指定を進めるとともに、農業者の意向を踏まえながら、緑のふれあいの場としての農地活用を推進する。また、市街化区域の農地保全につながるよう、生産者の営農支援や地産地消の取組の支援など、農業を営みやすい環境づくりを行う。

⑧ 緑のふれあいの場としての農地活用

余暇活動の充実や農業を通じた都市住民の交流を深める市民農園の開設の支援など、地域の状況に応じた農地活用を促進する。

G 緑を育み、環境と共に生きる

① 公共施設における環境負荷軽減に向けた施設緑化と適切な維持管理の推進の先導

公共施設の屋上、壁面、外構などを植栽や花壇・プランターの設置などによって緑化を進めるとともに、協働による維持管理を推進することで、ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射遮断による省エネルギー効果、温室効果ガスや大気汚染物質の吸着効果等の発揮を促す。

② 市街地における緑化推進のための仕組みの充実

市街地での建築、開発行為等に対して、緑の量の確保だけでなく、都市の魅力向上に貢献する質の高い緑の確保につながる緑化の要請や誘導を行うとともに、緑化基準の導入検討を含め、適切な仕組みを検討する。

③ 地域特性に配慮した街路樹の植栽

街路樹を植栽する場合は、樹種選定や維持管理については地域の意見も配慮しながら、道路空間に適した樹種を選定する。また、樹木の植栽にあたっては、樹木の里親制度の活用を進める。

④ 風の道形成に繋がる緑地の保全・創出および市街地内での緑化推進によるヒートアイランド現象の緩和

風致地区内の緑地保全と適切な緑化誘導及び、宇都宮丘陵から市街地にかけての緑地や街路樹といったオープンスペースを重点的に確保することで、郊外部の冷涼な大気を市街地に送り込む風の道を形成する。また、市街地内においても屋上緑化や壁面緑化を推進することでヒートアイランド現象の緩和を進める。

⑤ 環境負荷低減を目指した公園づくり

樹木の剪定くずのチップ化・堆肥化や公園園内灯のLED化など、環境負荷低減を目指した公園づくりを進める。

⑥ 環境保全型農業の推進

省エネ機器の導入や減農薬など、環境に配慮した農業を行っている農業者への支援方策の充実やフードマイレージの低減を図る地産地消を進める。

また、有機農業の取組面積の拡大や化石燃料の使用量削減などによる温室効果ガスの排出抑制に関する取組への支援や市民への普及啓発を行う。

⑦ 生きものとその生息・生育環境の保全

「うつのみや生きものつながりプラン」に基づき、アドバイザー会議の開催や自然環境保全地域等の監視活動、クビアカツヤカミキリなどの外来種対策などを実施する。

⑧ 多自然川づくりの推進

河川の整備を行う際は、河床部の蛇行する渦筋を確保するなど、生物の生息・生育環境に配慮するとともに、多様な河川景観の保全・創出に努める。

⑨ 自然環境モニタリングの継続的実施

本市の動植物の生息・生育状況等について、継続的に調査を実施し、自然環境の現況及び経年変化を把握するとともに、生物多様性の保全の取組や普及啓発へ活用する。また、市民参加型の調査の実施により、市民の自然への理解や関心を高める。

基本方針③ みどりを楽しみ、愛着を育む

H 緑の価値を知り、伝える

① グリーンインフラの機能の見える化、普及啓発

雨水貯留機能やヒートアイランド現象緩和に関する宇都宮の緑の現状分析を行い、緑が市民の生活に対して発揮しているグリーンインフラの機能の発信を行う。

② 市民活動団体等と連携した自然学習の推進

緑地や河川等を活用して、グリーントラストうつのみやや河川愛護会等と連携しながら自然環境学習支援を推進する。

③ 緑に関する子供向け教材の充実と活用

緑に関する教材について、学校ニーズを考慮しながら内容の充実を図るとともに、身近な緑の重要性や楽しみ方に関する内容の追加や、市街地内を含めた宇都宮市内の緑の活動を掲載し、緑に主体的にふれあい、楽しむことのできる児童の育成につなげる。

④ 緑に関するイベントの実施

多くの市民が訪れる花と緑のフェスティバルやうつのみや百景ツアーなど、緑に関するイベントを市民や団体、企業との協働のもと実施していく。

⑤ 緑の顕彰制度の充実

緑化コンクールやまちなみ景観賞などを開催し、緑化功労者・団体の表彰制度を充実する。

⑥ 多様なメディアを活用した、緑に関する情報発信

広報紙、パンフレット、インターネット等を活用し、情報網の構築を図るとともに、緑に関する情報を広く発信する。

⑦ みやエコスクールを活用した環境教育の推進

みやエコスクールを活用し、野外活動や農業体験などの教育プログラムを組み込む。冒険活動教室等を継続する。

⑧ 緑に関するボランティアの育成

市民誰もが参加することのできる緑化ボランティア養成講座とともに、講座修了者が活躍することのできる活動場所や活動機会の創出を図り、ボランティアの育成につなげる。

I 多様な主体が、多様に、緑と関わる

① 緑のまちづくりにおけるDXの活用

GISや各種まちづくりデータを空間的に分析することで、緑の機能発揮が重要な場所を明らかにして、優先的に取組を行うなど、メリハリのある戦略的な施策立案を行う。また、公園や

街路樹等の施設管理にあたり、デジタルを活用した効率的な実施に向けて検討を進める。

② 地域特性に応じた新たな担い手確保のための仕組みの構築

企業や大学など多様な主体と連携し、緑の創出から維持管理まで緑と関わる多様な機会の創出や新たな担い手を得るため、世代や地域に応じた発信周知、ニーズをつなぐ適切な仕組みづくりを検討する。

③ 里山・樹林地の管理・育成につながる市民・企業との連携強化

(公財)グリーントラストうつのみやと連携しながら、里山・樹林地の管理を進める。また、企業が里山・樹林地の維持管理・育成に取り組める機会を創出するなど、協働による管理・育成の仕組みを充実させる。

④ 街路樹の適正な維持管理の推進

街路樹の植栽による周辺への影響や歩行空間の確保などに配慮しながら、樹種に合わせ、美しい樹形形成に努める。老木化・巨木化した街路樹等は、倒木により周辺への影響が想定されることから、地域住民との対話を踏まえた植え替えなどの対応を検討する。

⑤ 河川沿いの緑の演出

河川愛護会などとの協働により、河川沿いを緑や花で演出し、回遊の楽しさを向上させる。

⑥ 農業者と地域住民の共同組織による保全活動の促進

農地や農業用水などの農資源や農が有する多面的機能の維持・向上に向けた保全活動を行う地域の共同組織の支援に取り組む。

⑦ 緑地保全や緑化推進のリーダーの育成・活用

緑化ボランティア養成講座の開催などにより、地域の緑化推進や緑地保全のリーダーとなる人材の育成を進める。

⑧ 公園・道路、河川などの維持・管理活動を行う市民・団体等への支援

各愛護会の活動支援や市民協働型維持管理業務委託制度の活用・活性化を行う。さらに、各愛護会やその他の緑に関する団体の活性化に向け、活動への支援・周知啓発に取り組む。

⑨ 「宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会」の発展

宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会の活動において、財源や事業体制の見直しも含めた今後の推進方策について整理し、さらなる発展につなげる。

⑩ 緑のまちづくりに生かす調達手段の多様化

宇都宮市緑化基金やグリーントラストうつのみやを活用した資金の確保を今後も継続的に実施するほか、その活用の見直しや新たな資金調達手段を検討する。

3 計画推進に関する配慮事項

(1) 緑化重点地区における緑化の推進について

①緑化重点地区の設定方針

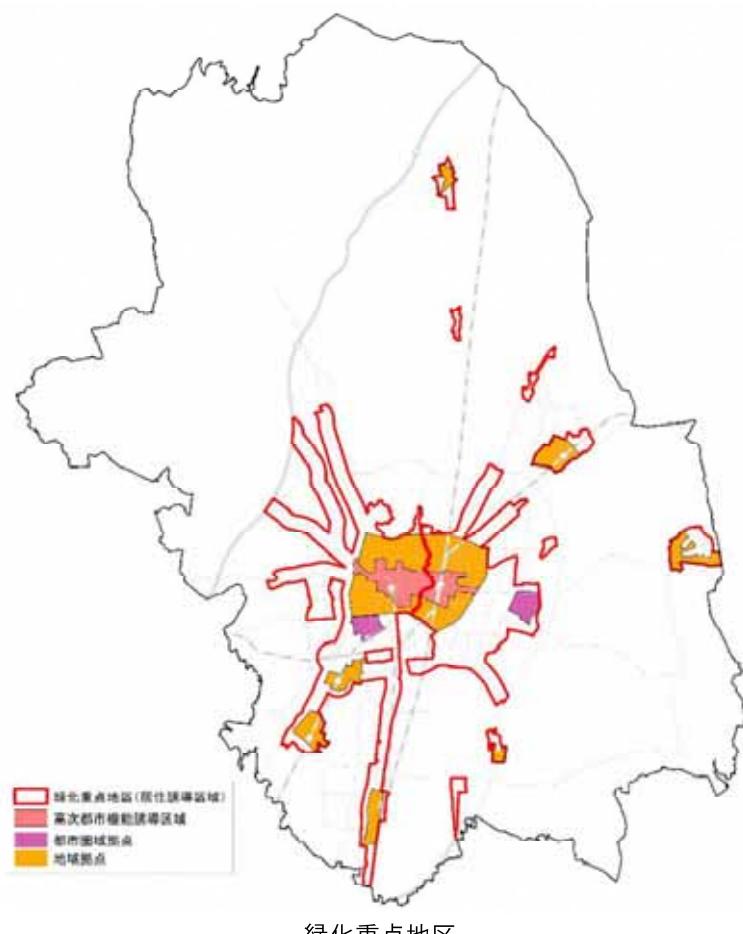
計画期間中に特に重点的に緑地の整備、緑化を図り、緑の多様な機能を発揮させていく地区として、緑化重点地区を定めます。

緑化重点地区の設定については、人口減少や少子・超高齢社会においても持続的に発展できるNCCの形成に向けて、多様な暮らし方が選択できる密度にメリハリのある都市形成を目指し、政策的に居住や都市機能の誘導を図る区域である立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」を緑化重点地区とし、市民や事業者等の多様な主体と連携した効果的な緑化推進を目指します。

緑化施策に重点的に取り組むことにより、都市機能誘導区域においては、賑わい創出や居住環境の向上を図るため、市民が交流し憩うことができる広場や緑地・公園などのオープンスペースを確保し、緑が感じられる魅力的な都市空間を形成します。

また、居住誘導区域においては、安全で快適な住環境を有した居住地形成を図るため、市民のレクリエーションや地域コミュニティ形成の場として、市民が交流し憩うことができる身近な公園等の整備やバリアフリー化を促進します。

さらには、ゆとりある郊外居住の場となる市街化調整区域においては、引き続き、恵まれた緑の環境を保全・活用していきます。



②緑化重点地区における緑化方針

地区特性に応じた居住環境と地域価値の向上のため緑化推進

緑化重点地区となる居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定の人口密度を維持し、地域特性に応じた都市機能や交通サービス、地域コミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域です。居住や住宅等が立地しやすい環境づくりにつながる緑化を推進します。中でも、周辺地域からアクセスしやすい交通利便性と都市機能の集積を図る都市機能誘導区域では、地区特性に応じた緑化を通じて、賑わい創出や民間投資の呼び込み、潤いある景観形成を図ります。

【都市拠点（高次都市機能誘導区域）】

都市拠点は、市の中心部であり、都市の活力や競争力をけん引する地区です。

緑化を通じてウォーターブルな空間を形成し、回遊性や滞留性の高い、多くの人が集まる都市の形成に貢献します。多彩なまちづくり活動や都市開発と連携し、社会実験等を活用しながら、先進的・実験的な緑化にも取り組み、各地への水平展開を図ります。特にNCCの象徴であるLRT沿線では、公民による多様な緑化活動を促進することで目に見える緑の量と賑わいを増加させ、民間投資の呼び込みを目指します。

【都市圏域拠点（都市機能誘導区域）】

※南宇都宮周辺エリア、LRT停留所周辺エリア（宇都宮大学陽東キャンパス）

都市圏域拠点は、基幹公共交通の結節点に位置し、交通結節機能の強化や拠点性の向上が必要な地区です。地域を訪れる人の第一印象を決める場所性を踏まえ、交通結節点周辺の緑化による潤いある景観の形成を図ります。

【地域拠点（都市機能誘導区域）】

居住誘導区域のなかでも、医療・福祉などの公共公益施設が立地するなど、地域のまちづくりの中心となる地区です。地域の誰もが日常生活で利用する都市空間として、公民ともに緑化を推進するとともに、公共施設ではモデル的な緑化を行うことで、地域における緑化機運の増進を図ります。

【その他地域（都市機能誘導区域を除く居住誘導区域内）】

住宅や身近な公園の整備にあたり、居心地の良い住環境整備に向けて、良好な景観形成や防災・安心の向上、子育て・健康づくりの場など、地域ニーズに応じて緑の機能が発揮されるよう、緑化を推進します。

③緑化重点地区における施策の展開

緑化方針の下、緑化重点地区では、下記の施策を重点的に実施※します。

		都市拠点	地域拠点	その他 居住誘導区域 内
基本方針② みどりをまちの魅力につなげる				
D 緑を活かし、宇都宮の活力、賑わいを生む	人々の交流を促す緑の空間形成	<input type="radio"/>		
	目に映る緑の充実	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	釜川等周辺における回遊性を高める緑化	<input type="radio"/>		
	民間活力を生かした公園づくり	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	地域の拠点となる新たな公園の整備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	地域特性を生かした個性的な公園づくり	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	民間開発事業等における緑化誘導の推進	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	中心市街地の低未利用地等における緑地の創出	<input type="radio"/>		
	E 緑によって、まちの強靭性を支える			
F 緑とふれあい、快適な暮らしを育む	公共施設における貯留浸透施設の整備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	安全な住宅地の形成につながる緑化の促進	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	F 緑とふれあい、快適な暮らしを育む			
	身近な生活圏の公園づくり			<input type="radio"/>
G 緑を育み、環境と共に生きる	地域ニーズをとらえた公園づくり	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	インクルーシブな公園づくり	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	住宅地における緑化	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	G 緑を育み、環境と共に生きる			
基本方針③ みどりを楽しみ、愛着を育む				
H 緑の価値を知り、伝える	グリーンインフラの機能の見える化、普及啓発	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	I 多様な主体が、多様に、緑と関わる			
I 多様な主体が、多様に、緑と関わる	緑のまちづくりにおけるDXの推進	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	街路樹の適正な維持管理の推進	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	河川沿いの緑の演出	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	緑のまちづくりに生かす調達手段の多様化	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※居住誘導区域内で実施する取組を網羅的に示したものではなく、重点的に実施する取組を整理したものです。

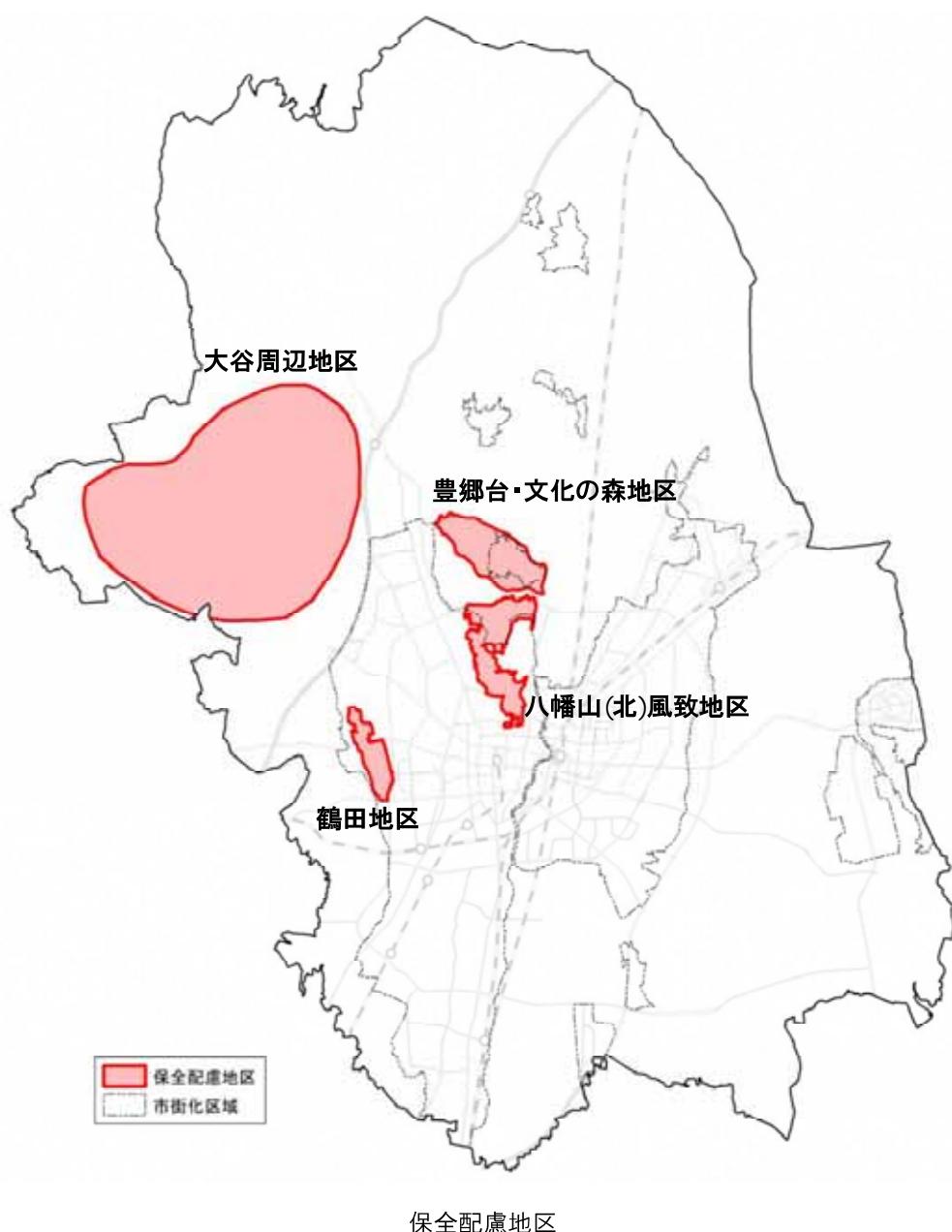
(2) 保全配慮地区における緑地の保全について

①保全配慮地区の設定方針

計画期間中に重点的に緑地の保全を図り、緑の多様な機能を発揮させていく地区として、保全配慮地区を定めます。

前計画では、風の道を形成するための八幡山(北)風致地区、豊郷台・文化の森地区、市街化区域内で豊かな生態系を有する鶴田地区、自然景観を生かした観光拠点である大谷公園周辺地区（現:大谷周辺地域）を、保全配慮地区に指定し、取組を進めてきました。

市街地に近い距離にありながら、良好な自然環境が守られてきたこれらの地区は、宇都宮市において、都市に居ながら自然と触れ合えるライフスタイルを実現するための重要な空間です。本計画においても、引き続き保全配慮地区として重点的な保全を図ります。



②保全配慮地区における緑地保全方針

グリーンインフラの拠点として立地環境に応じた多面的な機能発揮

緑地が持つ価値は、緑地が存在することでもたらされる効果と、緑地を住民が利用することでもたらせる効果に大別されます。保全配慮地区は、市街地内あるいは市街地近郊に形成されたまとまりある緑であり、都市住民や来街者に多大な恩恵をもたらす本市のグリーンインフラの拠点として、各地区の立地環境を踏まえながら、多面的に効果が発揮されるよう保全を図ります。

主な存在価値と利用価値の例

存在価値	環境衛生的効果（ヒートアイランドの緩和、温室効果ガスの吸着）
	防災効果（雨水流出の抑制、震災時の避難地 等）
	経済的効果（地価上昇、歴史文化と一体的な観光資源への付加価値）
	自然環境保全効果（生物の生息環境の保全 等）
利用価値	休憩・休息の場
	子どもの健全な育成の場、健康運動の場
	文化活動等の余暇活動の場
	地域のコミュニティ活動、参加活動の場

【八幡山(北)風致地区】

市街地に楔を打つ丘陵地の一部として、市街地に冷涼な空気を流すとともに、豪雨時には雨水を貯留・浸透させ、市街地の被害リスクの低減に貢献します。また、市街地に隣接している緑地として、市民が気軽に里山環境とふれあう場としての保全を図ります。

【豊郷台・文化の森地区】

市街地に楔を打つ丘陵地の一部として、市街地に冷涼な空気を流すとともに、豪雨時には雨水を貯留・浸透させ、市街地の被害リスクの低減に貢献します。本市における芸術・文化の拠点として、訪れる人の余暇活動、休憩・休息が心安らぐものとなるよう、緑を保全します。

【鶴田地区】

鶴田沼緑地を中心に貴重な自然が残る地区であり、市街地内のクールスポット、生物多様性の拠点として保全します。また、市街地内の緑地として、市民が気軽に里山環境とふれあう場として保全し、地域のコミュニティ活動等を支えます。

【大谷周辺地区】

地域固有の自然環境を生かした魅力ある観光拠点の形成に向けて、地域資源・観光資源と一体となった樹林や農地を保全します。さらに、地域住民や来街者が緑地のなかで交流することで、地域の活性化につながる場として、保全をします。

③保全配慮地区における施策の展開

緑地保全方針の下、保全配慮地区では、下記の施策を重点的に実施※します。

		八幡山北風致地区	豊郷台・文化の森地区	鶴田地区	大谷周辺地区
基本方針① 宇都宮市を形づくるみどりを継承する					
A 市街地を包む緑の骨格を保全する	郊外の山地や丘陵地などの森林の管理・保全 森林再生・育成につながる活動への支援 里山・樹林地の保全・活用 優良農地と周辺環境の一体的な保全	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> ○ ○ ○ ○			<input type="radio"/>
B 宇都宮を象徴する緑を保全する	歴史的・文化的地域景観をつくる緑の保全 歴史・文化を反映した緑の保全・活用 大谷石の岩肌と緑による「感動する眺め」の保全	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> ○ ○ ○ ○			<input type="radio"/>
C 緑のつながりを形成する	緑とのふれあい拠点を結ぶ散策路のネットワークづくりの推進 ダム湖や池沼と周辺緑地の一体的な保全と活用 保全すべき緑の優先度評価	<input type="radio"/> <input type="radio"/> ○ ○ ○ ○ <input type="radio"/> ○ ○ ○ ○			
基本方針② みどりをまちの魅力につなげる					
D 緑を活かし、宇都宮の活力、賑わいを生む	民間活力を生かした公園づくり	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
E 緑によって、まちの強靭性を支える	緑の保全を通じた総合的な治水・雨水対策の推進	<input type="radio"/> <input type="radio"/> ○ ○ ○ ○			
F 緑とふれあい、快適な暮らしを育む	豊かな自然環境を生かした、自然との触れ合いの場の創出 市街化区域の農地の保全・活用 緑のふれあいの場としての農地活用	<input type="radio"/> <input type="radio"/> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
G 緑を育み、環境と共に生きる	風の道形成に繋がる緑地の保全・創出 生きものとその生息・生育環境の保全	<input type="radio"/> <input type="radio"/> ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
基本方針③ みどりを楽しみ、愛着を育む					
H 緑の価値を知り、伝える	グリーンインフラの機能の見える化、普及啓発 市民活動団体等と連携した自然学習の推進	<input type="radio"/> <input type="radio"/> ○ ○ ○ ○			
I 多様な主体が、多様に、緑と関わる	里山・樹林地の管理・育成につながる市民・企業との連携強化	<input type="radio"/> <input type="radio"/> ○ ○ ○ ○			

※各区域内で実施する取組を網羅的に示したものではなく、重点的に実施する取組を整理したものです。

(3) 都市公園の整備と管理について

都市公園は、都市経営の重要な資源のひとつであり、誰もが公園が持つ多様な機能を享受できるように公園整備を行うとともに、公園と周辺地域の魅力を向上させる公園管理を行います。

①都市公園の整備の方針

《方針①》身近な生活圏の公園整備

- ・「身近な生活圏の公園づくり方針」に基づき、立地適正化計画に基づく誘導区域における良質な居住環境を創出する公園の適正配置を進めます。

《方針②》防災機能を持つ公園整備

- ・地域防災計画の一時避難場所等として指定する公園において、非常時に機能する防災機能の向上を図ります。
- ・周辺地域の防災上の課題に応じて、身近な公園の、雨水の一時貯留機能、延焼遮断帯としての広場機能など必要な機能の向上を図ります。

《方針③》まちの賑わい創出に向けた公園整備

- ・中心市街地や地域拠点など多くの市民・来訪者が訪れる市の顔となる場所において、まちの賑わいを創出する公園の整備を進めます。

②都市公園の管理の方針

《方針①》安全安心な公園づくりの推進と公園のストック効果向上

- ・地域防災計画の一時避難場所等として指定する公園において、防災機能の向上を図ります。
- ・誰もが安全安心に公園を利用できるよう、公園施設のバリアフリー化、遊具等の定期的な点検、老朽化した公園施設の改修など計画的なメンテナンスを進めます。
- ・公園を地域共生の場として再評価し、地域のニーズをとらえた公園施設の改修等により、地域交流や子育て・教育、健康増進など公園のストック効果を最大限発揮できるよう取り組みます。
- ・公園の植栽や樹林が、環境保全や景観形成など求められる役割を発揮できるよう、利用者の安全に配慮しながら維持管理を行います。

《方針②》効果的・効率的な公園の管理運営の推進

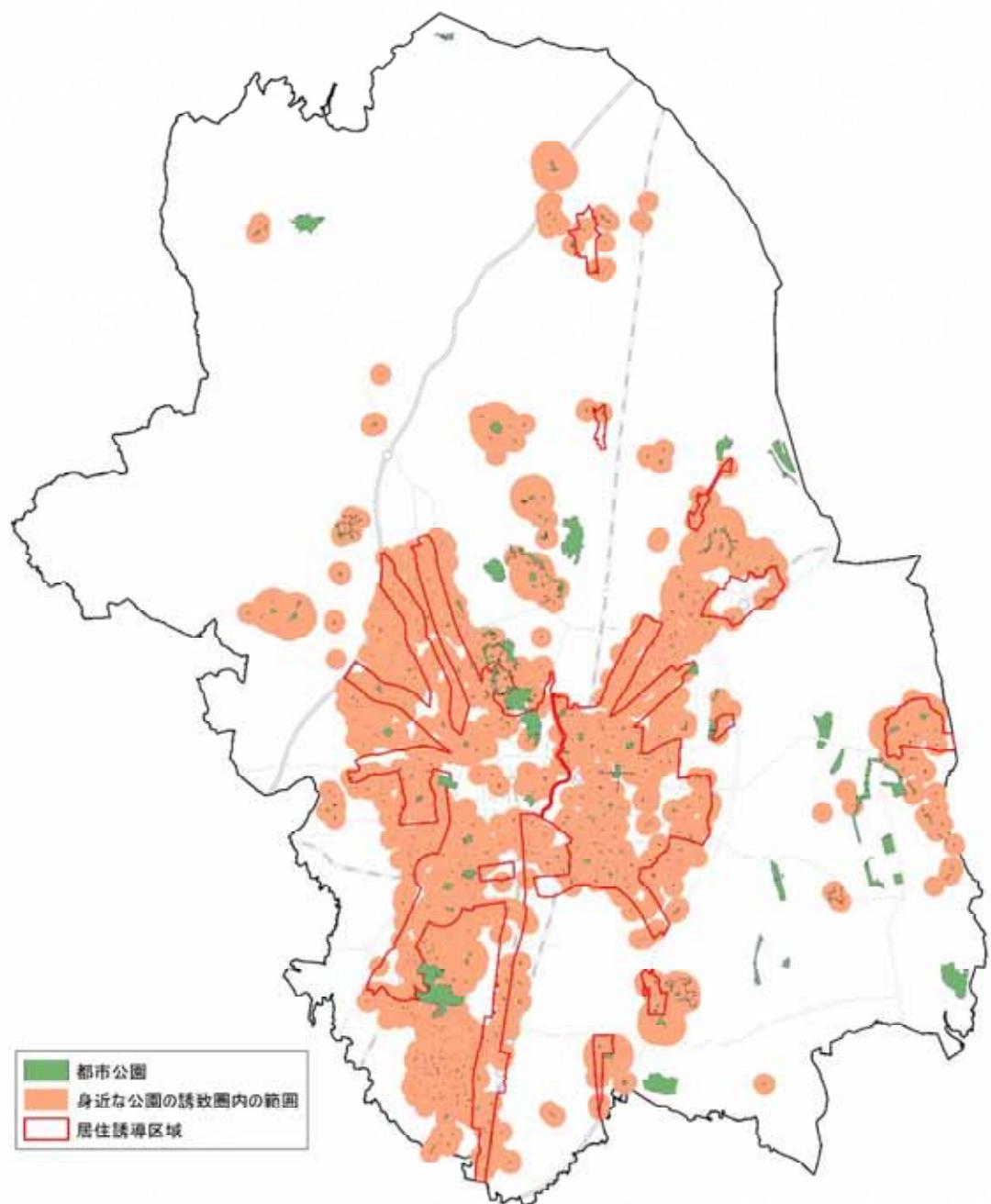
- ・Park-PFI制度など民間活力を活用し、公園の魅力向上とコスト縮減に努めるとともに、引き続き直営管理の適正化・効率化を図ります。

《方針③》魅力的な公園づくりのためのDXの推進

- ・GISや各種まちづくりデータを活用し、戦略的な公園の管理運営に取り組むとともに、デジタルを最大限に活用した効率的な維持管理を進めます。

《方針④》公園利用・公園愛護活動への理解促進

- ・市民の公園利用へのルールとマナーの理解促進を図るとともに、公園愛護活動の参加促進に取り組みます。



都市公園の配置と身近な公園の誘致圏範囲

(4) 生産緑地地区の指定について

①生産緑地地区の指定方針

生産緑地制度は、都市農地の有するさまざまな機能を発揮させるため、「生産緑地地区」として都市計画に定めることで、都市農地の適正な保全を図る制度です。

生産緑地地区は、都市計画決定の手続きを経て決定されるものですが、その前提は土地所有者の同意を基に行われます。

そのため、土地所有者からの申出に基づき、本市の指定要件等と照合して適當と判断される場合に「生産緑地地区」に指定する都市計画決定の手続きを行っていきます。

②生産緑地地区の指定要件

当初の指定にあたっては、次の①～⑨のすべての要件を満たす必要があります。

【区域要件】

①申出をする一団の農地等が宇都宮市立地適正化計画において定める居住誘導区域外にあること。ただし、土地区画整理事業地内の農地を含まないこと。

【面積要件】

②申出をする一団の農地等の面積が500m²以上であること。ただし、個々の農地等の面積は100m²以上であること。

【接道要件】

③申出をする一団の農地等が建築基準法第42条第1項第1号から5号に規定する道路(同条第2項の規定によるみなし道路も含む)に接し、かつ、2m以上の間口を確保されていること。

【営農要件】

④農業従事日数60日以上の主たる農業従事者がいること

⑤主たる農業従事者の年齢が60歳未満、又は、60歳以上である場合は、60歳未満の後継者を指名していること。

⑥申請者及び世帯員等(農地法第2条第2項)の経営農地面積の合計が3,000m²以上又は、直近3年間における農業収入の平均が50万円以上であること。

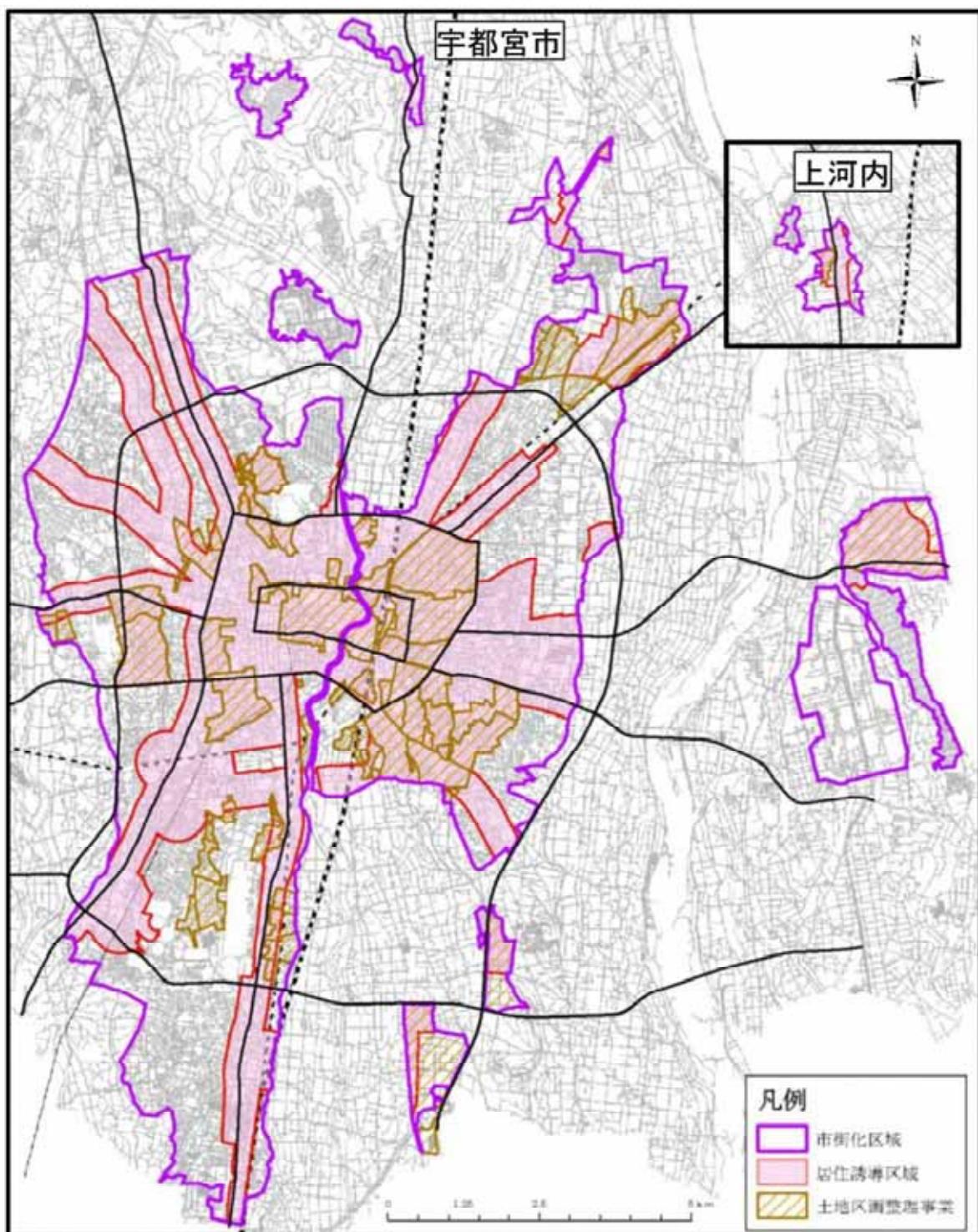
【その他要件】

⑦申出をする区域内の土地に関する権利関係(所有権、抵当権等)を有する者全員の同意が得られること

⑧災害時や緊急時等において、市からの要請があった場合にオープンスペースなどとして協力すること。

⑨その他、生産緑地法や他法令等から生産緑地地区の指定に支障がないこと。

*申請区域内の農地において転用の届出が行われている場合などが該当します。



生産緑地地区の指定に係る区域要件
(市街化区域・居住誘導区域・土地区画整理事業地)